

佐倉市補助金検討委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年12月24日規則39号）により交付する補助金について、佐倉市附属機関等の委員公募に関する要綱（平成17年3月14日決裁16佐行第961号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 委嘱する日の前日に、佐倉市民であり、かつ20歳以上であること。
- (2) 国又は地方公共団体の議員でないこと。
- (3) 本市の附属機関等の委員を3以上兼ねていないこと。
- (4) 補助金を受けている団体関係者ではないこと。

(募集人数)

第3条 募集する人数は、2人とする。

(応募方法及び応募期限)

第4条 応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を企画政策部財政課宛に郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、年齢及び電話番号
- (2) 応募動機
- (3) 「佐倉市の財政について思うこと」についての小論文（800字程度）

2 応募書類の様式は、自由とする。

3 応募期限は、公募を実施する都度定めるものとする。この場合において、郵送によるときは応募期限の消印があるものまでを有効とし、ファクシミリ又、電子メールによるときは応募期限日受信のものまでを有効とする。

(応募書類の著作権等)

第5条 応募書類の著作権は、市に帰属するものとする。

2 応募書類は、応募者に返却しないものとする。

(選考方法等)

第6条 公募による委員の選考は、佐倉市補助金検討委員会公募委員選考委員会が書類選考により行うものとする。

2 前項の選考においては、応募動機、文章構成、佐倉市の財政状況に関する理解度、意見及び提案の内容等により候補者を選定するものとする。

3 選考の結果は、応募者全員に書面で通知するものとする。

(公募によらない委員の選任)

第7条 応募者が定員に達しない場合又は選考の結果、候補者が定員に満たない場合は、公募によらないで委員を選任することができる。

附 則 (平成23年1月26日決裁22佐財第455号)

この要領は、平成23年1月26日から施行する。

